

「AS 番号割り当て規約」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
第 7 条（割り当て情報） （中略） 3. 被割り当て者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり、（中略）同規則により、当センターはこを開示することができる。	第 7 条（割り当て情報） （中略） 3. 被割り当て者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり、（中略）同規則により、当センターはこ<u>れ</u>を開示することができる。
第 13 条（AS 番号の返却後の効果） 期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 <u>17</u> 条および第 <u>18</u> 条の規定はその後なお有効に存続するものとする。	第 13 条（AS 番号の返却後の効果） 期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 <u>18</u> 条および第 <u>19</u> 条の規定はその後なお有効に存続するものとする。
（新設）	<u>第 15 条（AS 番号追加割り当て手数料）</u> <u>被割り当て者が、新たな AS 番号割り当ての申し込みや、当センターが移転を承諾し、AS 番号の移転を受けることとなった場合で、割り当てまたは移転の結果、AS 番号の総数が 2 個を超える場合には、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の定めるところにより、AS 番号追加割り当て手数料を支払うものとする。</u> <u>2. 前項にかかわらず、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、本規約に基づいて、AS 番号の割り当てまたは移転を受けようとする場合に限り、割り当てまたは移転の</u>

	<u>結果、AS 番号の総数が 2 個を超える申し込みを行い、契約料を支払った場合には、AS 番号追加割り当て手数料は、第 14 条の契約料に含むこととし、AS 番号追加割り当て手数料の支払いは不要とする。</u>
第 <u>15</u> 条（AS 番号維持料） 被割り当て者は、当センターに対し、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」で定めるところにより AS 番号維持料を支払う。 <u>2. 前項にかかわらず、被割り当て者が IP アドレス管理指定事業者として IP アドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の割り当てを受けている場合は、AS 番号維持料の支払いを免除する。</u>	第 <u>16</u> 条（AS 番号維持料） 被割り当て者は、当センターに対し、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」で定めるところにより AS 番号維持料を支払う<u>ものとする。</u>
第 <u>16</u> 条（AS 番号移転手数料） （中略） 2. 前項にかかわらず、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、本規約に基づいて、AS 番号の移転を受けようとする場合に限り、AS 番号移転手数料は、第 14 条の契約料に含<u>まれるため</u>、AS 番号移転手数料の支払いは不要とする。	第 <u>17</u> 条（AS 番号移転手数料） （中略） 2. 前項にかかわらず、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、本規約に基づいて、AS 番号の移転を受けようとする場合に限り、AS 番号移転手数料は、第 14 条の契約料に含<u>むこととし</u>、AS 番号移転手数料の支払いは不要とする。

第 <u>17</u> 条（当センターの責任） （略） 第 <u>18</u> 条（閲覧） （略） 第 <u>19</u> 条（準拠法） （略） 第 <u>20</u> 条（合意管轄） （略） 第 <u>21</u> 条（協議） （略）	第 <u>18</u> 条（当センターの責任） （略） 第 <u>19</u> 条（閲覧） （略） 第 <u>20</u> 条（準拠法） （略） 第 <u>21</u> 条（合意管轄） （略） 第 <u>22</u> 条（協議） （略）
付則 （中略） 6. この規則は、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の新設に伴い、2023 年 1 月 27 日に改正され、2023 年 3 月 31 日より実施する。	付則 （中略） 6. この規則は、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の新設に伴い、2023 年 1 月 27 日に改正され、2023 年 3 月 31 日より実施する。 <u>7. この規則は、AS 番号追加割り当て手数料の導入に伴い、2025 年 7 月 15 日に改正され、2026 年 3 月 31 日より実施する。</u>